

六戸町農業委員会 6月定例総会議事録

開催年月日	平成24年6月15日（金） 午後 4 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	5番 小泉兼雄
	6番 三浦英雄	7番 山本英雄	8番 木村喜和
	9番 久田伸一	10番 四木俊一	11番 新山秀男
	12番 岡田寛視	13番 小林勲	14番 高舘孝
	15番 金淵盛一		
欠席委員	3番 渡辺耕一	4番 高坂義光	
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 5番 小泉兼雄 委員 ・ 6番 三浦英雄 委員		

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局 会 長 事務局 事務局長 事務局	<p>定刻になりましたのでこれより、6月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。 それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p> <p>金淵会長挨拶（省略）</p> <p>業務報告について局長よりお願いします。</p> <p>資料に基づき業務報告を行う。</p> <p>六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。</p>
2. 開会宣言	議 長	<p>それでは、ただ今より6月総会を開会いたします。（4時分01分） 本日の欠席委員は3番渡辺耕一委員・4番高坂義光です。</p>
3. 議事録署名委員の指名	議 長	<p>議事録署名委員の指名については、5番小泉兼雄委員・6番三浦英雄委員を指名します。</p>
4. 参与、書記の指名	議 長	<p>参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。</p>
5. 会議規則第11条の確認	議 長	<p>会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第5号において、9番久田伸一委員が該当しますので第5号議案審議の前に退席お願いします。</p>

<p>報告第 3 号</p>	<p>議 長</p>	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明致します。 青森地方法務局とわだ支局から別紙土地の現況について照会があったので現 地調査の結果に基づき、別紙のとおり回答したので報告するものであります。 町議案3頁により説明（省略）</p>
	<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第3号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありません か。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
<p>議案第 5 号</p>	<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって報告第3号「農地の転用事実に関する照会につ いて」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>つづいて、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許 可について」を議題といたします。審議に入る前に9番久田伸一委員の退席を 求めます。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について について」ご説明致します。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出が あったので、審議を求めるものであります。 町議案5頁～7頁により説明（省略）</p>

	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>代表 8番木村委員</p> <p>議 長</p> <p>2番小野寺 委員</p> <p>事務局</p> <p>12番岡田委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をしておりますのでその結果について代表の委員より報告をお願いします。。</p> <p>会長他2名で農地法3条及び法務局照会の案件について現地調査を行いました、いずれも農地として適正に使用されており問題のない土地であります。</p> <p>事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>番号20番において、新規就農とあるが全くの新規なのか、親等が農業経営を行っているのか。又、新規就農であれば委員会としての指導等はどのようになっているのか。</p> <p>申請では20番の受人は全くの新規就農であり、委員会としては3年間農業経営を行っているか確認するために、収支報告書の提出をお願いし確認しております。</p> <p>番号22番と23番の借人・受人と貸人・渡人が同じであるが、この両者の関係はどうなっているのか。</p> <p>22番は使用貸借の申請であり、23番は贈与による所有権の移転の申請であります。どちらも同一人による申請です。</p> <p>他に質問ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p>
--	---	---

	議 長	<p>これより議案第5号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定しました。。 5号議案の審議が終わりましたので、久田委員の入室を求めます。</p> <p>以上をもちまして本日の全案件の審議が終了しましたので、6月総会を閉会致します。 お疲れさまでした。</p>